

福祉サービス第三者評価結果報告書

【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	北堀江せせらぎ保育園		
運営法人名称	学校法人小川学園		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	園長 栗原 和也		
定員（利用人数）	83 名		
事業所所在地	〒 550-0014 大阪市西区北堀江 3-11-29		
電話番号	06	－ 6760	－ 4661
F A X 番号	06	－ 6760	－ 4663
ホームページアドレス	https://www.cosmo.bz/ed/kitahorie_seseragi/		
電子メールアドレス			
事業開始年月日	2023年6月1日		
職員・従業員数※	正規	21 名	非正規 1 名
専門職員※	保育士16名 栄養士3名		
施設・設備の概要※	[居室] [設備等] 0-5歳児クラス保育室 トイレ 調理室 職員室 相談室 園庭（テラス）		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	2023 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

【理念・基本方針】

＜経営理念＞

私たちは保育・教育を通じて共に成長し、子供に寄り添う
園創りをすることにより社会に役立つ有為な人材を育成します

＜経営方針＞

- ① 子どもの最善の利益を考慮しながら、子どもが自分で考え、主体的に望ましい未来を創り出す力の基礎を養う教育・保育を提供します。
- ② 子どもの最善の利益を考慮しながら、保護者が安心して預けられる園、家庭とのつながりを大切にして子どもの健やかな成長を図り、園と職員が一丸となって子どものために教育・保育の研鑽に努める園を目指します。
- ③ 地域とのつながりを大切にし、未永く愛される園を目指します。

＜保育理念＞

未来を背負う子供たちのため一人ひとりを大切にし、園生活での様々な経験を通して「生きる力」を育みます

【施設・事業所の特徴的な取組】

本園は、法人の理念・基本方針や行動指針を「経営計画書」に体系的に整理し、革張りファイルとして全職員に配布し、会議等で繰り返し確認することで、組織全体に価値観と方向性を浸透させている点が大きな特色である。中長期計画と単年度の「発展計画書」を連動させ、自己評価・第三者評価の結果を踏まえたPDCA サイクルにより、保育の質と経営の双方を継続的に改善する体制を整えている。

保育内容面では、体操や運動遊びを中心とした身体づくりと、礼儀・挨拶、自律を重んじる生活習慣指導、読み書き・音楽などの幼児教育が一体となった特色あるカリキュラムが展開されており、「教育熱心」「体操に特化している」といった保護者からの高い評価につながっている。園庭が狭いという制約の中でも、公園への散歩、マラソン等を取り入れ、環境の弱点を工夫で補っている点も特徴的である。

また、利用者満足度調査や各種アンケートを定期的実施し、結果を分析して改善に結び付ける仕組みを整えている。人材面では、若手職員が多く活気ある雰囲気の中で、資格取得支援や研修機会の確保、働きやすい就業条件（残業なし、休日数の確保、社宅補助等）により、離職率が低く安定した職員集団を形成していることが特徴である。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人ここのば		
大阪府認証番号	270068		
評価実施期間	2025年10月22日	～	2025年12月10日
評価決定年月日	2025年12月11日		
評価調査者（役割）	2401C036	（ 運営管理・専門職委員 ）	
	2301C003	（ 運営管理・専門職委員 ）	
	2401C043	（ 専門職委員 ）	
		（ ）	
		（ ）	

【総評】

◆評価機関総合コメント

本園は、開園からまだ日が浅いものの、経営と保育実践の両面で計画性と組織性の高い運営がなされている施設である。理念・基本方針を明文化した経営計画書と中長期計画、単年度の発展計画書を軸に、経営環境の分析や収支見通し、人材確保・育成方針などを一体的に整理し、職員と共有している。自己評価および第三者評価を継続的に活用し、課題の抽出と改善策の実施・見直しを行うPDCAが組織的に機能している点は高く評価できる。

保育内容については、全体的な計画のもと、子どもの発達と家庭・地域の実態を踏まえた環境構成がなされ、乳児から就学前まで一貫した育ちを支える取組が見られる。体操や運動を基軸とした日々の活動と、礼儀作法・生活習慣指導、読み書き・音楽等の幼児教育がバランスよく位置付けられ、保護者からも「体力がついた」「協調性や頑張る力が育っている」といった肯定的な評価が多数寄せられている。一方で、外遊びや造形活動など、よりダイナミックな遊びや自由な表現の機会を増やしてほしいとの要望も一定数あり、今後は運動・規律を重視する方針に、子どもの主体性や多様な価値観を育む視点を一層織り込んでいくことが期待される。

健康・安全面では、感染症や災害への備え、リスクマネジメント体制を整備し、マニュアルと研修により職員の意識向上を図っている。保護者アンケートからも、情報提供や基本的な健康管理について概ね肯定的な評価が確認される一方、「水はけの悪さ」や看護職配置への要望など、生活環境や安心感の向上に向けた改善ニーズも示されている。

組織運営では、情報公開や内部・外部監査を通じた透明性の高い経営が実践されており、人材確保・育成、働きやすい職場づくりにも継続的に取り組んでいる。他方、地域福祉ニーズの把握や公益的事業、ボランティア受入れ、関係機関連携等はまだ体制整備の途上にあり、今後の重点的な改善領域といえる。若い職員集団と良好な保護者評価という強みを生かしつつ、地域社会により開かれた園として機能を広げていくことが望まれる。

◆特に評価の高い点

第一に、理念・基本方針に基づく計画的な経営と保育運営が挙げられる。経営計画書や中長期計画、単年度計画を連動させ、自己評価・第三者評価を踏まえて改善を図る組織的なPDCA体制が構築されている点は、開園間もない園として高水準である。

第二に、体操や運動遊びと、礼儀・生活習慣指導、読み書き・音楽等を組み合わせた幼児教育の充実である。園庭の狭さを屋外活動やマラソン等で補いながら、子どもの体力向上と意欲・協調性の育成に成果をあげており、保護者からも高い支持が得られている。

第三に、健康・安全に関するリスクマネジメント体制と、感染症・災害対応のマニュアル整備、職員研修の実施など、安心・安全な保育環境づくりが計画的に進められている点である。

第四に、利用者満足度調査や苦情・相談体制の整備など、保護者の声を組織的に把握し改善に活かす仕組みが整っていることである。加えて、若手職員を中心とした明るい雰囲気と、離職率の低い安定した職員集団、良好な労働条件も、本園の魅力を支える重要な要素である。

◆改善を求められる点

地域との関係づくりと公益的活動は、全体として今後の重点課題である。地域福祉ニーズの把握や、園開放・子育て支援等の具体的な取り組みがまだ十分とはいえず、ボランティア受入れや関係機関連携の体制も整備途上である。方針の文書化とマニュアル整備、地域行事やネットワークへの計画的な参加が望まれる。

また、保護者アンケートからは、園内の様子や当日の活動内容に関するICTを活用した情報提供の充実、匿名でも意見を出しやすい仕組み、職員配置や入退職情報の丁寧な共有、マスク着用の工夫などの要望が示されている。遊び・活動面では、外遊びや汚れて遊ぶ体験、造形活動の拡充、保護者同士の交流機会の充実など、保護者が期待する園の役割を踏まえたプログラムの見直しを求める。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

このたびは第三者評価および保護者アンケートを通じ、当園の現状と課題を多面的に整理していただき感謝している。当園は令和5年度開園の新しい園であり、理念にもとづく計画的な保育と体操・幼児教育を中心とした取り組み、若手職員の力を生かした明るい雰囲気づくりを大切にできたところである。これらの点が一定の評価を得られたことは、職員にとって大きな励みである。

一方で、地域連携や公益的事業、ボランティア受入れ体制、情報提供の方法、遊びや活動のバランス等、今後改善すべき点について具体的な示唆をいただいた。これらを真摯に受け止め、中長期計画と年間計画に位置付けながら、保護者・地域と協働して一つひとつ改善を進めていきたい。今後も自己評価と第三者評価を活用し、子どもにとって最善の利益を実現する園づくりを継続していく所存である。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	事業者は、「経営計画書」に法人の理念と基本方針、行動指針、保育方針を明文化し、それを全職員がそのファイルを各自保有（入職時にファイルを配布する）をしている。この「経営計画書」の内容は定期的な会議やミーティングのなかでも認識する機会を意図的に作り、全職員への浸透を継続的に行っている。また、保護者への周知にも注力し、わかりやすい資料の作成や説明会などを通じた説明を行っているため、理念と基本方針が十分に周知されていると判断できる。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、社会福祉事業全体の動向や地域の福祉計画の策定動向、地域の特徴や保育ニーズなどの経営環境を具体的に把握し、分析していることが確認できる。また、定期的に保育のコスト分析や利用者の推移分析を行っており、事業を取り巻く環境や経営状況についてしっかりと把握している。この情報をもとに、西区の保育連盟に参加して情報共有を図り、地域のニーズに対応した取り組みを進めている。これにより、事業経営の安定性や将来展望が見込める状況にあると判断される。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	現状分析に基づき、経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等に関する具体的な課題や問題点が明らかにされている。これらの情報は役員間で共有されており、職員にも周知されている。また、経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められていることも確認されている。さらに、月に1回のオンラインによる法人園実施の園長会で現状・課題・見通しについて共有し、年2回の東京での園長会においてさらなる確認を行っている体制が整備されている。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	事業者は中・長期計画の策定において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容となっていることが確認された。さらに、数値目標や具体的な成果等を設定して実施状況の評価できるように設計されており、必要に応じて計画の見直しも行っている。これらの取り組みから、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画が的確に策定されていると判断される。また、計画は令和7年度より定員を戻す具体的な判断を含んでおり、現実的かつ実行可能な内容となっている。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	事業者は、「発展計画書」を中長期計画および昨年度の実績をもとに策定しており、詳細な内容が示されています。また、単年度の計画には中長期計画から反映された具体的な事業内容が示され、計画は実行可能な内容で構成されています。さらに、数値目標や具体的な成果に基づく評価が可能な内容であることも確認され、単なる行事計画に留まらないことが評価できます。これらの点から、単年度の計画は具体的かつ中長期計画を反映した内容となっていると判断される。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	事業計画は職員の参画や意見の反映のもとで策定され、計画期間中においてあらかじめ定められた時期・手順でもって実施状況が把握されている。また、計画は定期的に評価され、その結果をもとに見直しを行っていることが確認できる。さらに、計画は職員に周知されており、理解を促すための取り組みも行われている。これらから、事業計画の策定・評価・見直しが組織的に実施されていると判断できる。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	事業者は、保護者等に対して事業計画の主な内容を周知し、理解を促すための取組を行っている。具体的には、事業計画の内容を保育ICTを通じて配信し、園だよりでも周知している。さらに、保護者等が理解しやすい工夫として、分かりやすい資料の作成や保護者会での説明もなされており、保護者等の参加を促すための説明の工夫も行われている。このため、事業計画の周知及び理解促進に関して十分な取り組みが確認できる。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	組織的にPDCAサイクルに基づく保育の質の向上への取り組みが実施されており、保育内容の組織的な評価体制が整備されている。定められた評価基準に基づいて年に1回以上の自己評価および第三者評価も定期的に受審している。評価結果を分析し、組織としての検討が実行されている。このように、保育の質向上に向けた取り組みが組織的かつ継続的に行われ、しっかりと機能していると判断できる。	

I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	事業者は、自己評価や第三者評価の結果をもとに、明確になった課題を職員間で共有し、改善策や改善計画を策定する仕組みを整えている。また、実施された改善の取組についても、計画的に行っていることが確認でき、改善計画の見直しも行われている。これにより、評価結果の分析を踏まえて保育所として取組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立てて実施していると判断された。このように、改善の課題に対する取り組みが組織的かつ計画的に実施されていることから、高く評価される。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	施設長は、保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にし、経営計画書や発展計画書を通じて職務分掌等を文書化している。また、広報誌や昼礼、会議や研修において、考えや方針を毎日伝える努力を行い、役割と責任を職員に周知している。不在時の権限委任を含む有事における役割と責任についても対象を明確化し、組織内で十分に伝えていることから、質の高い保育実現において、職員との信頼関係を築いてリーダーシップを発揮している。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者との適正な関係を保持しつつ、職員に対し法令遵守のための具体的な取組を実施している。また、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に積極的に参加し、環境への配慮も含む幅広い分野での法令等を把握しての取り組みが確認される。法人会議での確認やコンプライアンス研修への参加、アンケートによる調査を実施しており、総合的に法令遵守が徹底されていると判断される。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は保育の質向上に積極的に取り組んでおり、その取組を示す具体的な活動が明確である。保育の質の現状を定期的に評価・分析し、改善策を提示して指導力を発揮している。さらに、職員の意見を組織運営に反映し、教育・研修の機会を充実させている。また、3ヶ月ごとの職員自己評価を実施し、現場の状況を巡回で確認している点からも、組織的な体制構築と質の向上に寄与していることが伺える。このため、施設長の指導力は十分で、保育の質向上に向けた組織的な取組が行われていると判断される。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は経営の改善や業務の実効性向上に対し、積極的な取り組みを行っていることが確認された。具体的には、人事、労務、財務の各分野で分析を行い、組織の理念や基本方針の実現に向けた具体的な人員配置や職員の働きやすい環境整備に取り組んでいる。また、組織内に同様の意識を形成するための取り組みや、具体的な体制構築、自らの積極的な参画が行われており、経営の改善に対する十分な指導力を発揮している。これらの取り組みにより、高い評価がされる結果につながったと判断される。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な考え方や方針が確立されており、さらに計画に基づいた人材の確保や育成が実施されている。養成校訪問や出身校への挨拶周り、SNSの活用による職員募集という明確な取り組みを行っている。また、高校卒業の職員を保育補助者として採用し、保育士資格の取得をサポートする環境を整えている。このように、具体的なアプローチで福祉人材の確保・育成が行われており、目標達成に向けた体制が整っている。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	事業者は総合的な人事管理を適切に行っている。具体的には、法人の理念や基本方針に基づき「期待する職員像等」が明確にされ、人事基準が周知されている。また、職員の専門性や職務遂行能力を評価する基準があり、その結果に基づいて改善策が検討・実施されている。さらに、職員が将来像を描けるような仕組みが構築され、定期的な職員面談や人事考課表を用いた査定が給与・昇給制度と連動して実施されていることから、トータル人事マネジメントの考え方が適用されている。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	取り組み内容には、年間変形労働制の採用や、健康診断、予防接種の実施といった具体的な対策が含まれており、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいることが明示されている。職員の就業状況や意向に関するデータ確認も定期的に行い、労務管理に関する責任体制も明確である。また、個別面談や相談窓口の設置により職員の意向を把握し、組織的なサポート体制が整っていることから、職員の意見を基にした福祉人材の確保や職場環境の改善が図られている。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	定期的な自己評価と振り返りを仕組みとして運用することで、着実なPDCAサイクルを回し、職員の育成につながる取り組みを行っている。また、同法人内にある系列保育園へ、1日出張研修・実習を定期的に相互で行うことで、職員個人のスキルアップと、施設間での品質や運用の均一化やノウハウの共有化を行っている。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、保育所が目指す保育を実施するために、「経営計画書」の中に「期待する職員像」を明示しています。また、現在の保育内容や目標を踏まえ、職員に必要な専門技術や資格が明示されており、教育・研修計画に基づいた研修が実施されています。さらに、定期的に計画やカリキュラムの評価・見直しも行われており、教育・研修が適切に実施されていることが確認できます。これにより、保育所として求められる職員のあり方が明確化されていると判断されます。	

II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	事業者の取り組みは職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が十分に確保されており、適切に実施されていると判断する。具体的には、個別の職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況の把握が行われており、新任職員への配慮もされている。また、階層別や職種別、テーマ別の研修機会が確保されている点も評価できる。さらに、外部研修への参加促進や、系列保育園への出張研修・実習、職員のキャリア形成のための充実した研修体制が整備されている。 また、保育士資格を保有していない職員への資格取得プログラムを実施しており、働きながら保育士資格を取得できる環境を作っている。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	令和5年開園のため、今年度の実習生の受け入れを開始した。事業者は、実習生等の研修・育成に関して基本姿勢を明文化し、マニュアルが整備されていることから、確実に受入れ体制を整えている。しかし、指導者に対する研修を実施していない点から、効果的な育成プログラムの提供に至っていない可能性が考えられる。専門職種の特性に配慮したプログラムが用意されており、学校側との連携やプログラム整備の工夫も行っているため、一定の体制は構築されているが、さらなる研修の充実が望まれる。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、ホームページを活用して法人や保育所の理念、基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。また、地域の福祉向上のための取り組みの実施状況や第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容についても公表していることから、保育所の事業や財務等に関する情報が適切に公開されていると判断される。したがって、設けられた評価基準に完全に適合しており、運営の透明性確保のための有効な取り組みが確認できる。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	事業運営は非常に公正かつ透明性の高い適正な管理が行われていることが確認された。職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員への周知も行われている。事務、経理、取引に関する内部監査を定期的の実施し、さらに外部の専門家による監査支援を実施し、その結果に基づく経営改善も行われている。法人会議や理事長の巡回などで状況確認を行い、指導監査の内容も反映した運営がされている点からも、適正な取り組みが評価される。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	c
(コメント)	取組内容から、園児の園外活動は積極的に行うよう努めていることが確認できる。また、活用できる社会資源や地域の情報を収集し、保護者に提供していることが分かる。しかし、地域との関わり方に関する基本的な考え方を文書化している部分や、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設ける取組が不足している。これにより、地域への働きかけは一応行われているが、十分であるとは言えないため、改善の余地がある状況と判断される。	

II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
(コメント)	受け入れの体制が整っていないことと、ボランティア受入れに関する基本姿勢や地域の学校教育等への協力についての基本姿勢が明文化されていない状況である。さらに、ボランティア受入れについての具体的なマニュアルの整備も行われておらず、登録手続やボランティア配置、事前説明等が欠如している。また、ボランティアに対する必要な研修や支援、学校教育への協力も行われていない。このような状況から現状では体制が確立されていないと判断される。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	事業者は、関係機関や団体の情報を明示したリストを作成し、職員間で情報共有が行われている。しかし、関係機関との定期的な連絡会や協働した取組は実施されておらず、地域のネットワーク化にも取り組んでいない。家庭での虐待等の対応については、要保護児童対策地域協議会や児童相談所との連携が図られている点が評価されるが、次年度の課題として連携の強化が必要である。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント)	事業者の取組は、地域の福祉ニーズの把握に対して積極的な取り組みが見受けられない。具体的には、地域住民に対する相談事業を通じた多様な相談対応や地域の具体的な福祉ニーズの把握についての取り組みが不足している。また、地域住民との交流や福祉ニーズの把握に関して、具体的な活動や成果が確認できない状況である。このため、地域の福祉ニーズを把握するための取り組みが不十分であると判断した。 ただ、地域の夏祭りへの参加をしたり、次年度で開園から4年目になるため地域連携に対しての課題意識はあるため、来年度以降の活動が期待される。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
(コメント)	地域の具体的な福祉ニーズに基づいた公益的な事業・活動が行われていない状況である。事業者によると、地域との関わりが薄いとされ、現時点では子育て支援や園開放などの取り組みも未実施である。また、計画的な取り組みの明示や他機関との連携、地域への専門情報の還元、地域の防災対策への取り組みも確認できないため、この基準による評価は最も低いとなる。未来の取り組みとして計画されているが、現状では不十分なため即時の改善が求められる。 ただ、地域の夏祭りへの参加をしたり、次年度で開園から4年目になるため地域連携に対しての課題意識（未就園児への子育て支援など）はあるため、来年度以降の活動が期待される。	

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
III-1 利用者本位の福祉サービス		
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	事業者は、園児を一人の人間として扱い、尊重する取組を行っている。また、法人本部による研修を通じて、職員への意識の浸透を図っていることから、基本姿勢の明示が確認できる。さらに、子どもの尊重や基本的人権に配慮した取組や、勉強会、研修の実施により、組織内で共通の理解を持つための努力がなされていると判断できる。このように、基本姿勢の明示と組織内の共通理解をもつための取組が具体的に実施されている。	

III-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	この事業者は、子どものプライバシー保護に関する規程やマニュアルを整備し、職員への研修を通じてその理解を図っている。子どものプライバシーに配慮した保育が、規程・マニュアル等に基づいて実施されていることも確認されている。また、一人ひとりの子どもにとって快適な環境を提供し、プライバシーを守るための設備面での工夫も行っている。さらに、子どもや保護者にもプライバシー保護に関する取り組みを周知している。これにより、子どものプライバシーに配慮した保育が行われていると判断される。	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
III-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	事業者は理念や基本方針、保育の内容や特性についてわかりやすい資料の提供を行い、公共施設等の多くの人が入手できる場所に設置している。言葉遣いや写真・図・絵を使用し、誰でも理解できる内容にしており、個別説明や希望者への見学対応も実施している。情報提供の見直しも行われている。HPやインスタグラムを通じて園の情報が広く提供されており、利用希望者が選択のために必要な情報を積極的に提供していると判断できる。	
III-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育の開始および保育内容の変更時において、事業者は保護者の意向に配慮した上で、わかりやすい工夫をした資料を使用し説明を行っていることが確認できる。さらに、保護者から同意を得た内容は書面として記録され、特に配慮が必要な場合にもルール化された説明が行われている。重要事項説明書に加えて、毎月の園だよりや保育ICTを通じた適時の情報提供が行われ、保護者への十分な説明責任を果たしていると判断される。	
III-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	保育所等の変更にあたり、保育の継続性を重視した手順と引継ぎ文書をしっかりと定めているため、保育所の変更によって子どもへの影響が最小限に抑えられる仕組みが整っていると判断される。保育所の利用終了後も相談に対応する担当者や窓口を設け、具体的な相談方法や担当者について書面で説明している点が評価される。これにより、子どもや保護者が提供されるサポートに安心感を持って引き続き利用できる体制が整備されていると考えられる。	
III-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
III-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、「経営計画書」をもとに、子どもの満足を把握するだけでなく、保護者に対して定期的に利用者満足に関する調査を行い、その結果を基にした具体的な改善活動も行われていることが確認できる。保育参観や個人面談、運動会の後に行われる保護者アンケートにより、子どもたちの満足度を継続的に把握し、組織的な改善に取り組んでいる。また、利用者満足に関する調査の分析や検討の担当者の設置、検討会議の設置などの体制も整えられており、利用者満足の上昇に向けた仕組みが十分に整備されていると判断できる。	
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決の仕組みがしっかりと確立しており、その内容を保護者に対してわかりやすく説明し、資料を配布するなどの周知努力が行われている。また、苦情申出箱の設置や匿名アンケートの実施など、苦情申し出のしやすさにも工夫が見られる。さらに、苦情受付と解決についての記録が適切に保管され、問題に対する対応策やフィードバックが保護者に行われている。保育の質向上に向けた取り組みも行われており、苦情解決の仕組みが十分に機能していることが確認できる。	

III-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	事業者は保護者が相談したり意見を述べたりする際に複数の方法や相手を自由に選べる環境を整備し、その内容を保護者にわかりやすく説明した文書を作成していることから、相談できる環境が整備されていると判断できる。また、それらの文書を配布したり、わかりやすい場所に掲示するなどの努力を行っており、保護者に対しての情報提供が十分に行われていることが確認される。さらに、相談をしやすいと感じるようなスペースの確保など、環境にも配慮している。これらの取り組みは保育所として保護者が相談しやすい環境を積極的に整備しているといえる。	
III-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	職員が保護者の相談と意見を受けやすい環境を整え、意見箱やアンケート実施により積極的な意見把握が行われている。これらの意見は適切に記録され迅速な対応策がなされ、対応マニュアルの整備・見直しが行われている点も評価できる。さらに、保護者の意見を基に保育の質向上への取り組みがなされ、日々のコミュニケーションを通じて改善が図られている。以上の取り組みにより、保育の質向上や保護者との信頼関係構築が有効に進められていると判断される。	
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
III-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	事業者はリスクマネジメントに関する責任者の明確化やリスクマネジメント委員会の設置など、体制の整備をしっかりと行っている。事故発生時の対応と安全確保についても、責任と手順を明示し、職員に周知している。さらに、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われ、それを基にした要因分析や改善策の検討・実施も行われている。また、職員への研修や安全策の定期的な見直しも実施されており、万全な取り組みが見られる。提出書類にもマニュアルやヒヤリハット報告書が含まれていることから、体制が確立されていると判断される。	
III-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症の予防策が適切に講じられ、発生時の対応もマニュアルに基づいて実施されている。管理体制の整備や責任の明確化が行われており、職員に対してマニュアルの周知徹底が図られている。また、定期的な勉強会の開催による職員の意識向上や、予防策の適切な実施が行われていることが確認された。さらに、感染症発生時の適切な対応策が講じられ、保護者への情報提供も適切になされていることから、組織としての取り組みが高く評価できる。	
III-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
(コメント)	事業者は地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に実施している。具体的には、災害時の対応体制が明確に決められ、立地条件から災害の影響を把握し、必要な対策を講じている。また、子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が確立され、全職員に周知されている。さらに、食料や備品類の備蓄が整備され、管理されている点も確認される。防災計画の整備と地域の関係機関との連携が行われ、定期的な訓練が実施されていることから、総合的に評価できる。	

		評価結果
III-2 福祉サービスの質の確保		
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
III-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	事業者は保育の標準的な実施方法を適切に文書化し、その文書には子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる内容も明示されている。また、職員に対してこの標準的な実施方法を研修や個別指導を通じて周知徹底するための方策が講じられていることが確認される。さらに、標準的な実施方法に基づいて保育が実施されているかどうかを確認する仕組みも整えられており、保育が画一的にならないように配慮されている。このことから、基準を満たしていると評価される。 また、定期的にこれらのマニュアルを更新する運用を行い、有効的なマニュアルの維持に努めている。	
III-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	事業者は保育の標準的な実施方法の検証・見直しを定期的に行っている仕組みを持ち、その方法や時期が組織内で定められているとされている。保育の巡回や会議を通じて指導内容の確認が行われ、職員や保護者からの意見が反映されるような体制も整っている。また、提出された議事録は、対話が行われた証拠として有効であり、標準的な実施方法の定期的な見直しに関する組織的な取り組みが確立されていると評価できる。このため、保育の質向上のために必要なPDCAサイクルが適切に実施されていると判断される。	
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
III-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	この事業者は、アセスメントに基づく指導計画作成のための体制を十分に整え、各要素でチェックがついていることから、体制が確立され取組が行われていると判断できる。計画作成には責任者が設置され、適切なアセスメント手法が実施されている。また、関係職員や必要に応じて保育所以外の関係者が参加する協議体制も整い、子どもと保護者の具体的なニーズを踏まえた指導計画も作成されている。保育実践についての振り返りや評価の仕組みが機能しており、確認のための会議も定期的に実施されていることが体制の充実を示している。	
III-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	事業者の取組内容は、毎月のクラス会議等で確認し、今後の方針を定めていることから、組織的な手順が確立されていると判断できる。指導計画に関しては、見直しを行う時期や保護者の意向把握と同意を得るための手順等が組織的に定められているだけでなく、変更した計画の周知手順も実施されている。また、指導計画を緊急に変更する場合の仕組みも整備され、保育の質向上に向けた課題が明確にされ、評価結果が次の計画に生かされているため、PDCAサイクルが確実に機能していると判断される。	
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
III-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	子どもの発達状況や生活状況の把握と記録が、保育所で定めた統一した様式に基づいて行われているため、職員間で記録内容や書き方に差異が生じない工夫がされています。さらに、情報の分別や必要な情報が的確に届くための仕組みも整備されています。加えて、ICTを活用した情報共有システムが導入されており、昼礼や伝達ノートも併用することで職員間の情報共有が図られています。このため、子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されていると判断されます。	

	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 (コメント) 事業者は、個人情報保護規程に基づき、子どもの記録の管理に関する詳細な規定を設け、適切な管理を行っていることが確認できる。具体的には、情報の保管、保存、廃棄、情報提供に関する規定が整備されており、不適正な利用や漏洩に対する対策と対応方法も策定されている。また、記録管理の責任者の設置や職員に対する教育・研修の実施、個人情報の取扱いに関する保護者への説明も行われており、健全な管理体制が確立されている。	a
--	---	--

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A-1-（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
（コメント）	事業者は全体的な計画を作成する際、児童憲章や児童福祉法、保育所保育指針の趣旨を捉えており、保育所の理念や保育の方針、目標に基づいている。また、計画は子どもの発達過程や家庭の状況、地域の実態を考慮しており、保育に関わる職員が参画しての作成が確認される。評価は定期的に行われており、次回の作成に生かされているため、保育目標への一貫性と達成可能性が期待できる。提出された全体的な計画にもこれらが具体的に反映されている。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	事業者の取組内容と提出書類に基づき、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していると評価される。室温、湿度、換気、採光、音などが適切に保持され、清潔な設備・用具の管理も行われている。さらに、家具や遊具の素材・配置などにも工夫が見られ、一人ひとりの子どもがくつろいだり落ち着ける環境が確保されている。食事や睡眠の生活空間、手洗い場・トイレの安全性や清潔さも確保され、維持されている。	
A-1-（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	事業者は、個々の子どもの発達過程や家庭環境から生じる個人差を十分に把握し、尊重している。また、子どもが安心して感情を表現できる環境を整備し、表現力が未熟な子どもの気持ちを汲み取る努力をしている点が確認されている。さらに、子どもの欲求や感情に対して適切な対応を心掛けており、穏やかな言葉遣いを用いる配慮も行われている。せかしたり制止する言葉を極力避ける取り組みも評価できる。また、保護者や子どもの対応として実際想定されるケースをもとにロールプレイングを定期的に行い、臨機応変な対応のスキルアップを図っている。	
A-1-（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	事業者は子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備と援助をしっかりと行っていると判断される。具体的な取り組みとしては、一人ひとりの子どもの発達に合わせた配慮や、主体性を尊重した援助が行われている点が評価される。また、活動と休息のバランスを工夫していることや、生活習慣の大切さについて子どもが理解できるよう働きかけていることも確認できる。提出書類である週日案や個人カリキュラムによっても、個別支援の取り組みの具体性が実証されている。 また、集団に馴染むことが難しい子どもへの配慮や環境設定などを行っている。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	すべての評価の着眼点においてチェックがついていることから、事業者は子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境をしっかりと整備していると判断できる。また、遊びの中で身体を動かす機会や、友だちとの人間関係が育まれる工夫がしっかりとされており、社会的ルールを身につける配慮もなされていることが明らかである。さらに、身近な自然に触れたり地域の人たちと接する機会を作るなど、子どもたちの豊かな感性や創造性を伸ばす取り組みが行われている。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は少人数での保育を通じ、乳児が安心して過ごせる環境を提供している。さらに、他クラスとの交流を密に行っており、乳児が健やかに成長するための相互作用が促されている。生活と遊びや環境への工夫がされているうえ、情緒の安定を図るための愛着関係の配慮や表情を大切にした応答的な関わりの実践も確認される。また、乳児の発達過程に応じた必要な保育が行われており、家庭との密な連携も確立されているため、評価基準を満たしていると判断した。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、保育環境の整備と方法において十分に配慮されていると判断できる。具体的には、一人ひとりの子どもの状況に応じた家庭との連携をはじめ、保育士が友だちとの関わりの仲立ちを行うことで子どもの自我の育ちを支えている。また、探索活動ができる環境を整え、自発的な活動を促進している。園のプログラムに加えて季節行事や制作活動を取り入れている。日常に活動においては園内の部屋を学年ごとにローテーションをするようにしており、活動のめりはりをつけるために場所（部屋）と活動を明確にする取り組みをしている。年齢や役割に応じた関わりを推進することで、子どもたちが自発的に活動できる環境が適切に整備されているため、このように評価する。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は、3歳から5歳児までの各年齢に応じた保育環境を整え、集団の中で子どもたちが安定して過ごせるよう配慮している。さらに、集団活動を通じて各年齢の子どもたちが持つ力を発揮し、友だちと協力しながら活動に取り組めるよう工夫している。また、保護者や地域、および就学先の小学校に対して、子どもの成長や活動の様子を伝える取り組みが行われていることから、養護と教育が一体的に展開される環境が整っていると判断できる。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	障がいのある子どもが安心して生活できる環境が整備されている。具体的には、建物や設備が障がいに応じて整備されており、個別の指導計画が作成され、クラスの指導計画と関連づけられていることが確認されている。さらに、計画に基づいた子どもの成長に応じた保育が行われ、子ども同士の関わりが配慮され成長が促進されている。保護者との連携が密にされ、必要に応じて医療機関や専門機関からの相談や助言を受ける体制が整備されていることが分かる。職員は研修等によって必要な知識を得ており、保護者にも適切な情報が提供されている。また、定期的に児童発達支援事業所の療育者が現地に視察と支援援助をする運用を行っている。	

A-1- (2) -⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は、子どもの在園時間に応じた環境整備と保育の方法に十分に配慮している。具体的には、1日の生活の連続性を重視した子ども主体の計画性があり、家庭的でゆったりと過ごせる環境を整えている。また、子どもの年齢や状況に応じておだやかに過ごせるよう配慮し、在園時間と生活リズムを考慮した食事の提供も行っている。保育士間の適切な引継ぎや、保護者と担当保育士との連携も十分に確立されているため、高い評価が可能である。	
A-1- (2) -⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、小学校との連携や就学を見通した計画に基づいた保育が着実に行われていると判断できる。計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいて保育が行われており、子ども、保護者それぞれが小学校以降の生活を見通せる機会も設けられている。さらに、保育士と小学校教員との意見交換や合同研修の実施、小学校への就学体験の取り組みも積極的に行われている。これらの取り組みは、指導計画等において求められる基準をしっかりと満たしており、評価できる内容となっているため、最高評価に該当すると判断される。	
A-1- (3) 健康管理		
A-1- (3) -①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	事業者は、子どもの健康管理に関する取り組みを体系的に行っており、複数の重要な領域で実現しています。具体的には、健康管理に関するマニュアルの整備と、そのマニュアルに基づく子どもの健康状態の把握、子どもの健康管理に関する計画の作成、一人ひとりの健康状態に関する情報の職員間共有が徹底されています。さらに、保護者からの情報収集や健康方針の伝達、SIDS（乳幼児突然死症候群）に対する職員・保護者への知識提供など、広範囲にわたる対策が取られており、総合的な健康管理への視野が伺えます。	
A-1- (3) -②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健康診断と歯科健診の実施が明記されており、その結果についても記録が残され、関係する職員に周知されていることが確認できる。さらに、健診結果を基にした保育計画が具体化されており、健康診断・歯科健診の結果が有効に保育活動に反映されている。また、健診結果が保護者に伝えられ、家庭生活での活用が促されており、保育所と家庭の連携が取られている。これらの取り組みが十分に行われていることから、総合的に判断して該当する評価基準に沿っていると考えられる。	
A-1- (3) -③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	事業者は、アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもに対して「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に適切な対応を行っている。医師の診断書に基づいて保育を行い、誤食防止のための食器の色分けなど具体的な対策を講じている。また、保護者との連携を密にし、保育所での生活に配慮していることが示されている。職員に対する研修も行われており、必要な知識や技術の習得が確認できる。さらに、アレルギーや慢性疾患への理解促進の取り組みも行っている。	

A-1-(4) 食事	
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	事業者は食事を楽しむための環境整備と工夫を十分に行っていることが確認される。幼児には役割を与え、給食を楽しみにできるように配慮しており、自分で配膳し、食べきれぬ量を自分で考えることが奨励されている。また、年長クラスではお泊り保育を通じて自分たちで調理する経験を提供し、食への興味を深めている。さらに、テラスで育てた野菜を収穫して給食に取り入れるなど、食育の取り組みが実践されています。これらの工夫は、食事を楽しむために必要な多様な要素を含んでおり、評価基準において最も高い水準に該当すると判断される。
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供するための具体的な取り組みが確認できる。献立・調理の工夫がなされており、一人ひとりの発育状況や体調に配慮した対応が見られる。残食の調査や検食簿の記録が献立に反映され、季節感や地域の食文化（系列保育園所在地の都道府県”愛知・北海道など”のゆかりのメニュー）を取り入れた工夫もされている。さらに、調理員や栄養士が食事の様子を観察し、子どもの話を聞く機会も設けられている。衛生管理の体制も確立され、マニュアルに基づいた適切な管理が行われている。これにより、子どもが安心して食べることができる環境が整っていると判断される。

評価結果	
A-2 子育て支援	
A-2-(1) 家庭との緊密な連携	
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	事業者は家庭との連携を積極的に行っていることが確認できる。主な取組内容として、毎日の送迎時に保護者と交流を持ち、連絡帳や園だよりを通じて情報を提供している。また、保育の意図や内容を保護者に説明する機会を設けることや、保護者と子どもの成長を共有する支援が行われている。さらに、必要に応じて家庭の状況や保護者との情報交換の内容を記録しており、これらの取組が連携の充実に大きく寄与していると判断される。
A-2-(2) 保護者等の支援	
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、保護者が安心して子育てできるような支援を行っているとして判断される。具体的には、日々のコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、保護者からの相談に応じる体制が整備されている。また、保護者の個別事情に配慮した相談の対応や、保育所としての特性を生かした支援が行われている。さらに、相談内容の適切な記録と、保育士が適切に対応できるよう助言を受けられる体制が確認される。これにより、支援が組織的に行われていると評価できる。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	事業者は、子どもの心身の状態や家庭での養育状況を把握し、虐待の兆候を見逃さないよう努めている。職員が虐待の可能性を感じた場合には、迅速に情報を共有し、対応を協議する体制が整っている。また、保護者の精神面や生活面の援助を予防的に行い、児童相談所等の関係機関との連携も図っている。さらに、虐待を発見した際のマニュアルの整備と職員研修の実施により、虐待防止に向けた組織的な取り組みが徹底されていることが確認された。

		評価結果
A－3 保育の質の向上		
A－3－（１） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-（１）-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
（コメント）	保育士等は記録や職員間の話し合いを通じて、主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行っており、その結果を定期的に評価している様子である。子どもの活動や心の育ちにも配慮した評価を行い、その結果に基づき保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。また、自己評価を保育所全体の保育実践の自己評価にもつなげており、職員の学び合いや意識の向上につながっている。定期的な自己評価を行い、改善点を抽出していることから、組織的・継続的な取り組みが実践されていることが確認できる。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
（コメント）	事業者は体罰等の不適切な対応を防止するために積極的な取り組みを行っている。不適切保育について昼礼で確認を行い、体罰によらない指導を徹底していることにより、職員の意識向上や体罰防止の実効性が高まっている。また、就業規則等の規定に体罰の禁止が明記されていることや、体罰や暴言が起りやすい状況について研修や話し合いを通じて援助技術を修得する環境が整えられている。これらの点から、体罰の予防と早期発見に向けた取り組みが総合的かつ実効的であると評価される。	

利用者（保護者）への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	22人
調査方法	Webフォームアンケート（記名なし）

利用者への聞き取り等の結果（概要）

1. 情報提供と保護者とのコミュニケーション

入園後の「園だより」「クラスだより」等を通じた園やクラスの様子への伝達、送迎時の会話や連絡帳を通じた家庭との情報共有についても、多くの保護者が「はい」と回答しており、日常的なコミュニケーションは概ね良好であるといえる。一方で、「お迎えの時間帯に保育士の人数に余裕がなく、話しかけにくいことがある」「その日何をして過ごしたか分かる掲示やアプリでの発信がもっとあるとありがたい」といった要望も複数見られる。また、「園内の様子をネットで見られる時間があるとよい」「連絡帳アプリ等で当日の出来事を共有してほしい」など、ICTも活用した情報提供の充実が期待されている。苦情や意見への対応については、「匿名で出しやすい仕組みのアンケートを実施してほしい」といった、意見を伝えやすくする工夫を求める声があった。また、職員の入職・退職や男性職員の配置について、「どの先生か分かるように紹介してほしい」との意見があり、職員情報の共有は今後さらに丁寧に行うことで、より一層の安心につながると考えられる。マスク着用についても、子どもの言語発達や表情の読み取りの観点から、「可能な範囲で外して、表情豊かな関わりをしてほしい」との要望が寄せられている。

2. 健康・安全・衛生に関する評価

「子どもや家庭について相談した内容が他人に漏れた経験の有無」の回答より、相談内容の守秘が保たれていると保護者が感じていることが分かる。感染症発生時の連絡や健康診断結果の知らせ、献立表・サンブル表示による給食内容の周知、食べ具合の連絡などについても、概ね肯定的な回答が多く、基本的な健康管理・情報提供は一定程度行き届いているといえる。一方で、「感染症の人数が累計なのか新規なのか分かりにくい」といった記述や、「門から入口までの砂地が雨の日に水はけが悪く、必ず靴が濡れてしまう」といった安全面・環境面の改善要望も挙げられている。また、「看護師や医療従事者が配置されるとより安心である」との声もあり、安全・衛生面のいっそうの強化に対する期待がうかがえる。

3. 教育・保育内容と園の特色

自由記述には、「教育熱心」「幼児教育に力を入れている」「体操に特化している」「体操や運動に力を入れている」といった表現が多数見られ、本園が運動面の指導を大きな特色としていることが明確である。体操の時間が充実していることにより、「体力がつき、体調不良の子が少ないと感じる」「協調性や頑張る力が育っている」との声もある。また、「挨拶や礼儀作法をきちんと教えてくれる」「自律を促している」「人を大切にすることを言葉や行動で教えてくれる」など、生活習慣や人間関係の基礎づくりに関する評価も高い。

読み書きや計算、音楽、よみかかせ等の活動についても、「私立幼稚園並みにカリキュラムが充実している」「体操教室に通わなくても同様の経験ができありがたい」といった記述があり、総合的な幼児教育が行われていると受け止められている。園庭が狭いという物理的条件があるなかでも、「公園や散歩、マラソン等よく体を動かす時間を設けてくれている」との言及があり、環境の制約を工夫で補っている姿がうかがえる。

さらに、「若い先生が多く明るい」「先生方がハキハキしていて、園全体で一人ひとりを見てくれている」「クラスの子どもの仲の良さに職員の雰囲気の良いところが反映されている」といったコメントから、職員集団の明るさと子どもの関係性の良さが保護者に実感されていることが分かる。一部の記述では、「愛国心や規律を重んじる教育方針」や「朝礼で教訓を唱える」といった特色ある取り組みが園の魅力として挙げられており、これらを前向きに評価する声が多い一方で、教育の幅やバランスについて今後さらに工夫が図られることを期待する意見もみられる。

4. 今後に向けた期待と課題

今後に向けての要望としては、まず遊びや活動の面で、「バルコニー遊びを増やしてほしい」「外遊びや服が汚れるような遊びをもっと取り入れてほしい」「手形・足形など、成長を後から比較できる造形活動を増やしてほしい」といった意見が見られる。家庭ではなかなか実現しにくいダイナミックな遊びや体験を、園でより多く提供してほしいという期待である。また、「水泳や英語を別料金でもよいので園のサービスとして組み込んでほしい」「園内の様子をネットで見られる時間があると安心する」といった、オプション活動やICT活用に関する提案も寄せられている。

保育方針の面では、「集団行動や『こう言われたらこうする』だけでなく、自分の頭で考える力も伸ばしてほしい」「愛国心や規律に加え、グローバルな視点もほしい」との声があり、現在の特色を評価しつつ、子どもの主体性や多様な価値観を育む視点のバランスを求める意見といえる。さらに、「クラスで今何に取り組んでいるか（お箸・トイレトレーニング等）を家庭にも共有してほしい」「面談を年2回に増やしてほしい」「保護者同士の関わりの方が少ない」といった記述から、家庭との連携や保護者同士のつながりを深める機会の充実が望まれていることが分かる。

総じて、本園は体操を中心とした身体づくりと礼儀・挨拶等の生活習慣指導、読み書き・音楽などの幼児教育が充実しており、明るく熱心な職員による一体的な関わりが、保護者から高く評価されている。一方で、安全・衛生面のさらなる明確化、情報提供や職員紹介の一層の丁寧さ、遊びや活動のバリエーション拡大など、保護者の声を取り入れることで、より安心で魅力的な園づくりが進むことが期待される。